

1 教職員の労働安全衛生の推進

教職員の労働安全衛生の推進（520千円）

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき、職場における安全衛生管理体制を整備し、教職員の安全及び健康の確保と快適な職場環境の形成に努める。

2 教職員の健康診断・健（検）診事業

教職員の健康診断及び健（検）診事業（95,142千円）

健康診断及び健（検）診は、生活習慣病などの病気を早期に発見し、早期に治療するための機会である。

定期的に身体の状態を確認し生活改善に生かすことにより、教職員が健康で安心して職務に専念できるよう、労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき定期健康診断を実施するとともに、公立学校共済組合長崎支部と連携を図りながら、各種健（検）診事業の充実に努める。

- （１） 定期健康診断（労働安全衛生法及び学校保健安全法）
- （２） 各種健（検）診事業（労働安全衛生法）
 - 県・共済組合事業（人間ドック、女性検診、大腸検診、肺がん検診等）
 - 共済組合事業（脳ドック）

3 教職員総合健康管理推進事業

教職員総合健康管理推進事業（7,961千円）

教職員一人ひとりが生活習慣やストレスが原因となる疾患の発症を防止し、安心して職務に専念できるよう、心身両面にわたる総合的な健康保持増進体制の充実に努める。

- （１）メンタルヘルス相談
 - 教職員とその家族及び管理監督者を対象に、専門医による面談での相談を行う。
 - ・面談による相談（県内外27医療機関）
- （２）研修会の実施
 - 一般職員、管理職員、教育庁等職員を対象に研修会を実施する。
 - 一般職員を対象としたセルフケア研修
 - ・教員・事務職員を対象とした初任者、5年目、10年経過等の経年研修
 - 管理職等を対象としたラインケア研修
 - ・県立学校長、副校長・教頭、事務長
 - ・小中学校長、副校長・教頭
- （３）ストレスチェックの実施
 - 労働安全衛生法により、メンタルヘルス不調を未然防止することを主な目的とした職員数50名以上の事業所に実施が義務付けられた制度。
 - 県立学校及び県教育委員会事務局においては、職員数に関わらず全ての所属で実施している。ストレスチェックによる高ストレス者のうち、医師による面接指導が必要とされた職員から申し出があった場合は面接指導を行う。
 - また、ストレスチェックの結果に基づき集団分析を行い、必要に応じ職場環境改善等に活用する。

4 その他の事業等

教職員元気回復・健康維持増進事業（38,516千円）

教職員一人ひとりが安心して職務に専念できるよう心身の健康づくりを支援する。

(1) 教職員地域厚生事業

教職員の心身のリフレッシュを図るため、学校ごとに実施するレクリエーション活動や地域行事等への参加に要する経費の一部を助成する。

(2) 健康保持増進事業

若年層検診事業

40歳未満(35歳は除く)の希望者を対象に、胃・採血・心電図検診を実施

脳ドック受診助成事業

脳ドックを受診する教職員を対象に、その経費の一部を助成

健康・生活づくりサポート事業

- 小・中・県立学校で実施する教職員の心身の健康づくりに関する講演等への講師派遣
- 生涯生活設計などに関する個別相談会の実施

(3) 教職員のための相談電話(フリーダイヤル：0120-72-5312)

児童生徒や保護者、職場や家族のことなど教職員自身の様々な悩みについて、専門の相談員が対応する。
(教育センター「教職員のための相談電話」参照)

児童手当の支給（858,343千円）

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、支給要件を満たす者に児童手当を支給する。

支給対象	高等学校修了前の児童
支給期間	18歳到達の年度修了まで
支給額	0～3歳未満 (第1,2子) 15,000円 (第3子以降) 30,000円 3歳～高校生年代 (第1,2子) 10,000円 (第3子以降) 30,000円 所得制限なし
支給期	6回(偶数月) 各前月までの2か月分を支払

教職員の生涯生活設計の推進

現職中から退職後までを視野に入れた生涯生活設計づくりを支援するため、公立学校共済組合長崎支部及び長崎県教職員互助組合と連携し、講習会を開催する。

- 対象者 56歳以上の組合員またはその配偶者